

江の川下流出張所管内ゴミマップ

令和2年3月末現在



河川にゴミを捨てるのは違法です！！

- ◆ 河川法(河川法施行令第16条の4)
罰則：3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金
- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条、第16条)
罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

